

石垣－那覇航空路線において、

- ①本事業適用時の離島住民向け割引運賃を超える額でJTA・RAC・ANA・ソラシドエアに搭乗した方
- ②適用保留通知期間中（平成30年5月25日～6月28日）に上記4社の航空券を購入し、離島住民向け割引運賃に切り替えたため手数料が発生した方を対象に、お住まいの市町村役場窓口にて、下記のとおり還付を行います。

【還付対象となる方・還付金額・還付請求に必要な書類】

石垣－那覇路線を対象路線とする離島住民割引運賃カードをお持ちで、**平成30年7月1日以降**に、JTA・RAC・ANA・ソラシドエアの石垣－那覇便に搭乗した方のうち、下記に該当する方

還付対象となる場合	還付金額（運賃の差額分）	必要書類
1 本事業が適用されていない状態の 離島住民向け割引航空券（※1）で搭乗した場合	6,350円	①ご搭乗券、搭乗案内または搭乗証明書 ②領収書 （すべて原本）
2 平成30年5月25日～6月28日の間に購入した 特定便割引航空券（※2）で搭乗し、その運賃額が 本事業適用時の離島住民向け割引運賃額を超えている場合	特定便割引運賃額から 搭乗当日の離島住民向け割引運賃額 を引いた差額	①ご搭乗券、搭乗案内または搭乗証明書 ②領収書 ③航空券発行日が確認できる書類 （すべて原本）

- ・印鑑
- ・還付金の振込を希望する口座の通帳
- ・離島住民割引運賃カード
- ・申請者の本人確認ができる公的書類

還付対象となる場合	還付金額（取消・払戻手数料）	必要書類
3 本事業が適用されていない状態の 離島住民向け割引航空券（※1）を購入した後、 本事業が適用された 離島住民向け割引航空券に切り替えた場合	430円（払戻手数料額）	①（切替前の）本事業が適用されていない状態の 離島住民向け割引航空券の購入時の領収書 （あればeチケットお客様控えも） ②上記航空券の発行日が確認できる書類 ③上記航空券払戻時の領収書もしくは払戻の内容がわかるもの ④（切替後の）本事業が適用された 離島住民向け割引航空券のご搭乗券 （すべて原本）
4 平成30年5月25日～6月28日の間に 同年7月1日以降搭乗分の特定便割引航空券（※2）を購入した後、 本事業が適用された 離島住民向け割引航空券に切り替えた場合	特定便割引航空券の取消・払戻手数料 ※金額は運賃種別ごとに異なります。	①（切替前の）特定便割引航空券購入時の領収書 （あればeチケットお客様控えも） ②上記航空券の発行日が確認できる書類 ③上記航空券払戻時の領収書もしくは払戻の内容がわかるもの ④（切替後の）離島住民向け割引航空券のご搭乗券 （すべて原本）

- ・印鑑
- ・還付金の振込を希望する口座の通帳
- ・離島住民割引運賃カード
- ・申請者の本人確認ができる公的書類

- ※1 <離島住民向け割引運賃/航空券の名称> JTA・RAC：「離島割引」、ANA：「沖縄アイきっぷ」、ソラシドエア：「ソラ島割」
- ※2 <還付対象とする特定便割引運賃/航空券の名称> JTA・RAC：「特便割引」「先得」、ANA：「特割」「旅割」、ソラシドエア：「バーゲン」「特売り」等
- ※3 <ピーク期>平成30年7月1日～8月31日、12月1日～31日/平成31年1月1日～6日、3月1日～3月31日
- ※4 還付対象の運賃額にはプレミアムクラスやクラスJ等の座席アップグレード料金は含まれません。また、プレミアム運賃・クラスJ運賃と普通席運賃との差額は含まれません。

【還付請求先】

お住まいの各市町村役場窓口（石垣市市民課交付係・竹富町政策推進課・与那国町企画財政課）

【還付受付期間】

平成30年8月20日（月）～平成31年3月29日（金） ※本手続きは今年度限りの対応になりますので、お忘れないうお願いします。